

むらさき愛育園入園利用の皆様へ

平成24年4月より障害者自立支援法等の一部が改正されましたが、施設利用については、引き続き利用契約書および重要事項説明書等によるセンターとの契約が必要です。

自己負担金は、受給者証に従って福祉利用料・医療利用料・食事ならびに別途センターで定める日常生活用品等をお支払いいただくことになっています。この受給者証は福祉事務所（市区町村）への申請が必要です。申請されないと自己負担の軽減が有りません。

福祉利用料・日常生活用品費等

- *福祉利用料の負担額は、受給者証によって決まります。
- *日常生活用品費として「月額 4,740 円～17,020 円」を在園期間中頂きます。

食費は一食ごとの費用徴収となります

- ・受給者証の記載に従っての負担額となります。
- ・非課税世帯で食事代の減額を受ける場合は、加入している医療保険窓口で標準負担額減額認定証の発行手続きをお願い致します。

入院医療費について

- *医療費は、受給者証によって決まります。

東京都の場合、障（マル障）・乳（マル乳）・子（マル子）・青（マル青）をお持ちの方は費用が発生しません。

東京都以外の場合、償還（立替え）払いとなっております。

その他

- *付き添いの方の寝具等・食事代は、別途徴収いたします。

令和7年3月1日

心身障害児総合医療療育センター所長 小崎 慶介

むらさき愛育園への契約入所による利用料金について

A. ① 日用品費

* 紙おむつ、パット共に使用しない場合	4,740 円/月
* 紙おむつ、パット共に使用量が少ない場合	12,830 円/月
* 紙おむつ、パット共に通常量使用の場合	17,020 円/月

B. 各種自己負担金（契約入所・医療入院共通）

* 基本サービス外の外出運転代行	1,000 円/時間
* 基本サービス外の外出付き添い代行	1,000 円/時間
* 外部機関等事務手続き代行	3,000 円/件
* 私物購入代行	500 円/件
* 衣替え代行	3,000 円/回
* 預かり金管理・保管代行	1,000 円/年

※ 原則として保護者様の責任で準備・実施していただくものですが、止むを得ずセンター職員が代行する際は、「代行依頼届け」を、提出していただきます。

* センター公用車使用 100 円/km

* インフルエンザ等予防接種 当センター規定料金

※ 上記の他に、診断書・意見書料、歯ブラシ、歯間ブラシ代等の実費をいただきます。

C. 付き添いの方の自己負担金

* 付き添い寝具代等	540 円/日
* 食事代	朝食 500 円/食 昼食 780 円/食 夕食 780 円/食

令和 7 年 3 月 1 日

心身障害児総合医療療育センター所長 小崎 慶介